建設・解体工事業者の皆様へ

滋賀労働局、滋賀県、大津市より

重要なお知らせ

令和4年(2022年)4月1日から解体等工事実施時の

石綿に係る事前調査結果の

事前報告が義務化されます。

【改正石綿障害予防規則および改正大気汚染防止法関連】



要注意

石綿含有建材の

有無や規模に

か

か

わらず必要

≪なお、解体等工事とは、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事のことです。≫

<規制強化の内容(主なもの)と施行日>

	令和3年4月1日施行	令和4年4月1日施行		令和5年10月1日施行	
共 通	・事前調査*1方法の法定化等 ・作業基準*2の強化 ・作業記録等の作成・保存等の 義務化	・事前調査結果の行政への報告等を義務化(石綿事前調査結果報告システムによる報告) ・事前調査結果報告の義務違反に対する罰則		・ <u>有資格者*3による</u> 事前調査 の実施を義務化	
石綿則 (労働安全衛生法)	・計画届の提出をレベル2建材ま	で拡大*4 など	今回の	お知らせはこの部分	
大防法	・石綿含有成形板等(レベル3建 ・作業基準等違反に対する罰則の	的)D'戏叫对象IC 但加 ^{~~}		3年4月1日施行分は、中面の のお知らせ"を参照	

- ※1:事前調査は、改正以前から石綿(アスベスト)の有無にかかわらず全ての解体等工事で必要
- ※2: 石綿則においては、令和2年10月より一部施行(石綿含有けい酸カルシウム板第1種、成形板等)
- ※3: 建築物石綿含有建材調査者等 ※4: 大防法においては、従前から届出義務有り
- ※5:作業基準が適用(石綿則においては、従前から規定有り) ※6:直接罰の創設等(石綿則においては、従前から規定有り)

<石綿事前調査結果報告対象工事について>

元請業者の義務

全ての解体等工事

工事開始までに

報告が必要

法定義務 事前調査の実施および発注者への結果説明※7

石綿含有建材の有無にかかわらず

一定規模以上の工事

次の①~③のいずれかに該当するもの

- ①床面積80㎡以上の解体工事
- ②請負金額100万円以上の改修工事※8
- ③請負金額100万円以上の特定工作物※9の解体・改修工事

令和4年4月1日より法定義務化

行政への事前調査結果の報告 (石綿事前調査結果報告システムを利用)

(報告先) 石綿則: 労働基準監督署

大防法: 県環境事務所 (大津市)※10

一定規模 未満の工事

左の①~③のいずれ にも該当しないもの

事前調査結果の 報告は不要

但し、石綿含有建材の状況 に応じて、届出等が必要な 場合があります。

′:平成 18年9月 1日以降は、石綿 (アスベスト) の新たな使用が禁止されていることから、同日 以降に設置の工事に着手したことが設計図書等の書面により明らかな建築物等を解体等工事す る場合等については、その後の書面による調査及び目視による調査は不要となります(事前調査

ただし、一部の工場設備に用いられるガスケット・パッキン等は平成24年3月まで石綿含有製 品が使用されている可能性があるので注意が必要です。

※8:解体、改造又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、こ れを一の契約で請け負ったものとみなします。

請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含ま ないが、消費税は含まれます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させ た場合の適正な請負代金相当額で判断します。

- ※9:対象となる特定工作物は、環境大臣が定めるものとされており、反応槽、加熱炉、ボイラー及 び圧力容器、焼却設備、煙突など環境省告示により規定されています。
- ※10: 令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に事前調査結果を労働基準監督署、県(大津 市内は大津市) に報告する必要があります。

事前調査結果の報告は、原則、石綿事前調査結果報告システムをご使用ください(紙面による報

補足説明



石綿事前調査結果報告システム(電子報告システム)について

- ○事前調査結果は原則として、**石綿事前調査結果報告システム**により工事開始までに報告する必要があります。
- ○同システムを利用することにより、石綿則と大防法に基づく報告を同時に行うことができます(紙面の場 合は各窓口へ個別に報告が必要)。
- ○お手持ちのパソコン・スマートフォン等からインターネットを介して報告が可能です。
- ○報告には、国が所管する法人・個人事業主向け認証システム (gBizID) への事前登録が必要となります(石 綿事前調査結果報告システムを利用するために必要な登録)。
- ○未報告や虚偽の報告には罰則が適用されます。
 - ※詳細は以下のホームページを参照ください。
 - ・石綿事前調査結果報告システムについてく https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp
 - ・事前登録 (gBizIDへの登録) について https://gbiz-id.go.jp







今後の施行(有資格者による事前調査実施の義務化)について

- ○令和5年10月1日より有資格者による事前調査の実施が義務化されます。
- ○有資格者とは、特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建 材調査者、令和5年9月30日以前に(一財)日本アスベスト調査診断協会に登録された者(調査実施時点 において引き続き登録されていること)とされています。石綿作業主任者は含まれていません。
- ○建築物石綿含有建材調査者の資格は、国(厚生労働省)に登録された建築物石綿含有建材調査者講習実施 機関が行う講習を受講して、試験に合格すると取得できます。

<お問い合わせ先> ※詳しくは、前回のお知らせ <届出・相談窓口> をご覧ください。

【石綿障害予防規則】	【大気汚染防止法】		
滋賀労働局健康安全課 TEL 077-522-6650 または各労働基準監督署まで	(大津市以外) 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 TEL 077-528-3357 または各環境事務所まで	(大津市内) 大津市環境部環境政策課 TEL 077-528-2735	

建設・解体工事業者の皆様へ

前回のお知らせ

石綿障害予防規則および大気汚染防止法の改正により、

建築物等の解体等工事施工時における

石綿飛散防止の規制が強化されます。

令和3年(2021年)4月から段階的に施行



<規制強化の内容(主なもの)と施行日>

	令和3年4月1日施行	令和4年4月1日施行	令和5年10月1日施行		
共 通	・事前調査*1方法の法定化等 ・作業基準*2の強化 ・作業記録等の作成・保存等の 義務化	・事前調査結果の行政への報告等を義 務化 ・事前調査結果報告の義務違反に対す る罰則	・有資格者*3による事前調査 の実施を義務化		
石綿則 (労働安全衛生法)	・計画届の提出をレベル2建材まで拡大*4 など				
大防法	・石綿含有成形板等(レベル3建材)が規制対象に追加*5 ・作業基準等違反に対する罰則の強化*6				

※1:事前調査は、改正以前から石綿(アスベスト)の有無にかかわらず全ての解体等工事で必要

※2:石綿則においては、令和2年10月より一部施行(石綿含有けい酸カルシウム板第1種、成形板等)

※3: 建築物石綿含有建材調査者等 ※4: 大防法においては、従前から届出義務有り

※5:作業基準が適用(石綿則においては、従前から規定有り) ※6:直接罰の創設等(石綿則においては、従前から規定有り)

<建築材料区分ごとの規制内容>

	作業時の飛散のおそれ		石綿則および大防法に基づく規制			
特定建築材料等の区分			事前調査 ・行政への報告 ・事前調査結果の掲示	作業基準の 遵守	届出	
吹付け石綿	特に高い (レベル1)		義務あり	義務あり	義務あり	
石綿含有断熱材						
石綿含有保温材	高い (レベル2)		義務あり	義務あり	義務あり	
石綿含有耐火被覆材						
石綿含有成形板等 (石綿含有仕上塗材含む)	比較的低い (レベル3)	11	義務あり	義務あり	_	
その他の建築材料 (石綿を含まない建材)			義務あり	_	_	

詳細は、以下のホームページ等をご覧ください。

石綿障害予防規則(石綿則)はこちら(厚生労働省ホームページ) https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/



大気汚染防止法(大防法)はこちら(滋賀県ホームページ)





石綿障害予防規則(石綿則)と大気汚染防止法(大防法)の規制内容について

工事開始前まで

工事の種類	· 全	全ての解体・改修工事			
規制内容	建築物	工作物	船舶		
事前調査の実施、記録の3年保存	• 0	• 0	•	R. B.	
事前調査結果の発注者への説明	A O	A O	•		
事前調査に関する資格者要件	• 0		4	—— R5.10.1 施行	
事前調査結果等の報告(工事開始前まで)	● ○*1	● ○*2	4	—— R4.4.1 施行	
作業計画の作成(石綿含有建材がある場合)	• 0	• 0	•	(凡例)	
計画の届出(工事開始の14日前まで)	● ○*3	● ○*3	* 3	●: 石綿則	
	•			▲: 労働安全衛生法	

※1:床面積80㎡以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る

※2:請負金額100万円以上の特定工作物の解体工事または改修工事に限る

※3:吹付石綿等(レベル1建材)または石綿含有保温材等(レベル2建材)に限る(なお、大防法の届出義務は発注者に有り)

■工事開始後(石綿含有建材を扱う作業に限る)

作業の種類主な規制内容	吹付石綿、 保温材等の 除去等	けい酸カルシ ウム板第1種 の破砕等	仕上塗材の 電動工具に よる除去	スレート板 等の成形品 の除去	石綿含有 建材なし
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	• 0	• 0	• 0	• 0	• 0
石綿作業主任者の選任・職務実施	•	•	•	•	
作業者に対する特別教育の実施	•	•	•	•	
作業場所の隔離	• 0	• 0	• 0		
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	• 0				
作業時に建材を湿潤な状態にする	• 0	• 0	• 0	• 0	
マスク、保護衣等の使用	•	•	•	•	
関係者以外の立入禁止・表示	•	•	•	•	
石綿作業場であることの掲示	•	•	•	•	
作業者ごとの作業の記録・40年保存	•	•	•	•	
取り残し等の確認*4	• 0	• 0	• 0	• 0	
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	• 0	• 0	• 0	• 0	
発注者への作業結果の報告	0	0	0	0	
作業者に対する石綿健康診断の実施	•	•	•	•	

※4:大防法では必要な知識を有する者による確認 (凡例) ●: 石綿則 ○: 大防法

<届出・相談窓口>

作業を実施する地域	大気汚染防止法	石綿障害予防規則 労働安全衛生法	
大津市	大津市役所 環境政策課 077-528-2735		
草津市、守山市、栗東市、野洲市	滋賀県南部環境事務所 077-567-5444	大津労働基準監督署 077-522-6641	
高島市	滋賀県高島環境事務所 0740-22-6066	077 022 0041	
湖南市、甲賀市	滋賀県甲賀環境事務所 0748-63-6134	東近江労働基準監督署	
近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	滋賀県東近江環境事務所 0748-22-7758	0748-22-0394	
彦根市、甲良町、豊郷町、多賀町、愛荘町	滋賀県湖東環境事務所 0749-27-2255	彦根労働基準監督署	
長浜市、米原市	滋賀県湖北環境事務所 0749-65-6650	0749-22-0654	
全般事項について	滋賀県庁環境政策課 077-528-3357	滋賀労働局健康安全課 077-522-6650	





〇: 大防法